

日 薬 業 発 第 155 号
平成 30 年 7 月 24 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し
当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件について

標記について、厚生労働省健康局長より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成30年7月豪雨が特定非常災害に指定されたことに伴い、医薬品医療機器等
法律第4条第1項に基づく薬局の休廃止等の届出等に関する当該災害の被害者の権利
利益に係る満了日を平成30年11月30日まで延長することにつきましては、平成
30年7月24日付け日薬業発第152号にてお知らせしたところです。

今般、健康行政に関する権利利益の延長についても同様の取り扱いとし、これら
に伴う健康行政の関係法令に係る事項が示されています。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴
会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

健発0723第1号
平成30年7月23日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件について

健康行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件（平成30年厚生労働省告示第276号）」の告示中、健康行政の関係法令に係る事項につきまして、平成30年7月20日付けで別添のとおり都道府県等民生・衛生主管部（局）宛て通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴団体におかれましても、緊急事態であることに鑑み、御理解、御協力を賜り、関係者への周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

健 発 0719 第 2 号
平成30年 7 月 20 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 } 民生・衛生主管部（局） 御中
中 核 市 }

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に
関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件について
(施行通知)

今般、平成30年 7 月豪雨による災害が、「平成30年 7 月豪雨による災害につい
ての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30
年政令第211号）」（別添 1）により、特定非常災害として指定され、被災者の
行政上の権利利益の満了日が平成30年11月30日とされたことを受け、「特定非常
災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第
2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延
長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件（平成30年厚生労働
省告示第276号）」（別添 2）が告示された。

この告示中、健康行政の関係法令に係る事項は、下記のとおりであるので、御
了知の上、適切な対応方ご配慮願いたい。

記

第 1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添 2 のとおりであ
り、そのうち健康行政に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおり
である。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係

- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有す
る者に係るものに限る。）（第19条の 3 第 3 項）

(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する
者に係るものに限る。）（第15条第 1 項の規定に基づく同法第16条第 2
項第 1 号）
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有

する者に係るものに限る。)(第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第4号)

- 葬祭料の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第5号)

(3) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号) 関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第3条第1項の規定に基づく第4条第1号)
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第3条第1項の規定に基づく第4条第4号)
- 葬祭料の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第3条第1項の規定に基づく第4条第5号)

(4) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号) 関係

- 追加給付金の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第8条第1項)
- 定期検査費の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第12条第1項)
- 母子感染防止医療費の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第13条第1項)
- 世帯内感染防止医療費の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第14条第1項)
- 定期検査手当の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第15条第1項)

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号) 関係

- 特定医療費の支給認定(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第7条第1項)

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百一十一号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成三十年七月豪雨による災害を指定し、同年六月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成三十年十一月三十日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成三十年九月二十八日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十二年六月二十六日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成三十一年二月二十八日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十三年五月三十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
法務大臣 上川 陽子

○厚生労働省告示第二百七十六号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を次のように指定する。
平成三十年七月十九日
厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者

児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十条第一項の規定に基づく療育の給付	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当（同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求）	特定被災区域内に居住地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継（特定被災区域内に在る旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製剤業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第四十条第三項の規定に基づく報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第四十条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。第四十条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録、認証機関の登録（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録、認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者

医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。第五十一条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により労働者派遣法第五十一条の二第一項の許可を受けたものであつて、特定被災区域内の主たる事務所に所有するもの（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定に基づく要介護認定	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第十九条第二項の規定に基づく要支援認定	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第二十八条第二項の規定に基づく要介護更新認定	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第三十三条第二項の規定に基づく要支援更新認定	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県員の登録を受けている者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第九十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第一百五十五条の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	特定被災区域内に居住者を有する者
障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所又は施設を有する者
障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住者を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十七第一項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	特定被災区域内に居住者を有する者
障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定被災区域内に居住者を有する者
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三條第一項の規定に基づくしくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住者を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二十六号）第八條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住者を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住者を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成十六年厚生省令第六十三号）第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住者を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六條第一項の規定に基づく労働者派遣事業の実施	特定被災区域内に主たる事務所を有する者